

貨物概要

豚肉、野菜、こんにゃく、油揚げを小さく切って混ぜ合わせ、加熱調理し、1%の食塩水と共にアルミホイル製の袋（気密容器）に入れたものである。

（成分割合）

豚	肉	15.0%	こんにゃく	5.0%
人	参	19.0%	油 揚 げ	5.0%
大	根	11.0%	1%食塩水	35.0%
じゃがいも		10.0%		

（1個当たりの重量）

1キログラム

分類

関税率表第 2005.99 号 - 2 - - A - （統計番号 2005.99-919）の気密容器入りの混合した野菜の調製品

分類理由

豚肉の含有量が全重量の 20%以下であることから、第 16 類注 2 の規定により第 16 類の豚肉調製品には分類されません。

とん汁の具を保全するために薄い食塩水（1%）と共に気密容器に入れたものであることから、食塩水を除いたとん汁の具のうち、最大の割合を占める加熱調理した野菜に特性があると認められますので、混合した野菜の調製品（気密容器入りのもの）として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）